


当日配布

庁議付議事案書

開催・平成27年12月24日

所管部課	総務部 文書課	部長	北田 和雄			
件名	東大和市保有個人情報管理規程について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市個人情報保護条例、東大和市個人情報保護条例施行規則				
	部課機関	企画財政部企画課、総務部情報管理課				
<p>1. 要 旨</p> <p>個人情報保護条例施行規則及び番号法の規定により、市が保有する個人情報及び個人番号の適正な管理のために必要な措置を定めるものである。</p> <p>平成28年1月1日から番号法に基づく事務を実施するに当たり、特定個人情報等を取り扱う。当市の特定個人情報の取扱いについては、保有個人情報に含むものとして個人情報保護条例を改正して規定したことから、本規程についても特定個人情報を含む保有個人情報及び個人番号を対象とするものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>管理体制、教育研修、保有個人情報の取扱い、情報システムにおける安全確保、サーバ室等の安全管理、事務の委託、安全確保上の問題への対応、監査及び点検の実施等、市が講ずべき組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置について規定する。</p> <p>東大和市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針を踏まえた内容としている。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成28年1月1日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>規程に定めた措置を遵守することにより、保有個人情報の適正な管理に資する。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>平成27年11月 東大和市社会保障・税番号制度導入活用検討本部会議において、「管理規程」の制定について了承。</p> <p>11月～12月 企画課、情報管理課及び文書課において内容検討。導入活用検討委員会委員に対する意見照会実施。</p> <p>案文は文書課審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>今後、各課の保有個人情報取扱事務 (特に特定個人情報取扱事務) において、本規程に基づいた具体的な保護措置 (事務の実施手順の整備等) が必要である。</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>市長決裁を経て制定し、庁内周知を行いたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。